

ＪＡＳＤＡＱ市場における「開示注意銘柄」制度の改正等に伴う「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第１号の３）等の一部改正について

平成 16 年 10 月 29 日
日 本 証 券 業 協 会

１．改正の趣旨

現在、本協会に登録されているすべての店頭売買有価証券は、(株)ジャスダック証券取引所の創設（注１）に伴い、発行会社による所定の手続き（注２）を経て、同証券取引所に移行される予定である。このため、本協会が開設する店頭売買有価証券市場はその役割を終えることから、市場そのものを閉鎖する予定としている。

ただし、発行会社によっては、上記の手続きを行わないことにより、(株)ジャスダック証券取引所へ銘柄移行がされず、結果として、非上場（非公開）となる場合もあり得る。

このため、本協会では、このような非上場（非公開）となる予定の銘柄について、あらかじめ、投資者等への周知を適切に行う観点から、「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第１号の３）等における「開示注意銘柄」制度等について、以下のとおり、所要の改正を行うこととする。

（注１）去る 9 月 29 日付けで、(株)ジャスダックは、行政当局に対して証券取引所としての免許取得を申請している。

（注２）所定の手続きとは、発行会社が行う本協会への登録取消申請、(株)ジャスダック証券取引所への上場申請及びこれらに関する開示手続きである。

２．改正の骨子

「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第１号の３）等の一部改正について

現行の開示注意銘柄制度を改正し、(株)ジャスダックが証券取引所として業務を開始する日（本年 12 月初旬を予定）において施行される「店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止について」理事会決議（自主規制会議決議）を前提とする登録取消申請に係る開示を、施行日以後、店頭売買有価証券の発行会社が直ちに行わなかったと認められる場合を、新たに開示注意銘柄の指定要件に加えることとする。

（規則第 18 条第 1 項第 5 号新設）

（注１）開示注意銘柄の指定の解除について

店頭売買有価証券が開示注意銘柄として指定された後、当該開示注意銘柄の発行会社が、所定の本協会への登録取消申請及び(株)ジャスダック証券取引所への上場申請についての開示を行った場合には、本協会では、開示注意銘柄としての指定を解除し、その旨を公表することとする（指定の解除については、現行どおり）。

(注2) 協会の諸規則等の廃止との関係

(株)ジャスダックが証券取引所として業務を開始する日(本年12月初旬を予定)をもって、本協会の定める店頭売買有価証券市場に関する諸規則は廃止される予定である。このため、当該日をもって、開示注意銘柄として指定されている銘柄は、登録取消しの場合と同様に、登録の効力が失われることから、非上場(非公開)銘柄となる。

また、本協会では、「開示注意銘柄」制度の改正に併せて、店頭売買有価証券の発行会社が行う情報開示により、当該会社が(株)ジャスダック証券取引所への上場申請を行わず、当該会社の発行する株券及び店頭転換社債型新株予約権付社債が(株)ジャスダック証券取引所が業務開始を行う日をもって、非上場(非公開)となる予定であることが確認された銘柄を、開示情報監視銘柄の指定の対象に加えることとする。

なお、この取扱いは、規則改正が不要であるものの、別途、周知を行う必要があることから、会員通知等を行うことを予定している。

3. 施行時期

この改正は、平成16年11月5日から施行する。

施行日前に、既に所定の本協会への登録取消申請・(株)ジャスダック証券取引所への上場申請手続きを終えている登録銘柄又は店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社については、施行日に当該手続きを行ったものとみなす。

なお、(株)ジャスダックが証券取引所として業務を開始する日とは、同社が行政当局から証券取引所としての免許を取得した後に、正式に決定する予定である。

(付則 第1項、第2項)

(注) 本協会及び(株)ジャスダックでは、既に、本年9月30日から10月末日までの間で、登録取消申請・(株)ジャスダック証券取引所への上場申請の事前手続き及びこれらの申請事実についての開示手続きを受け付けている。発行会社はこれらの手続きを行うことにより、「開示注意銘柄」の指定を受けないこととなる。

以 上

**「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」
(公正慣習規則第1号の3)の一部改正について**

平成 16 年 10 月 29 日

(下線部分変更)

新	旧
第 3 章 不適切な会社情報の適時開示等に対する処置 (開示注意銘柄の指定及び指定解除) 第 18 条 本協会は、発行会社において次の各号に掲げる状況となった場合であって、当該発行会社の会社情報が適切に開示されていないことを周知させる必要があると認めるときは、当該発行会社が発行する店頭売買有価証券の全部又は一部の銘柄を開示注意銘柄に指定する。この場合には、本協会はその旨及び指定の理由を公表するものとする。 1 第 5 条の規定に基づく会社情報の開示を直ちに行わない状況にあると認められる場合 2 第 10 条第 3 項又は第 11 条第 1 項の規定に基づく開示を直ちに行わないと認められる場合にあっては、次のイ又はロのいずれかに該当するとき イ 店頭売買有価証券の発行会社に関し、当該店頭売買有価証券の登録の取消しの原因となるおそれがあると認められる情報又はこれに準じると認められる情報が生じている場合 ロ 前イのほか、店頭売買有価証券の発行会社に関し、投資者の投資判断に影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じており、かつ、当該店頭売買有価証券の売買価格又は気配に相当の影響が生じている場合(当該店頭売買有価証券の売買停止の場合を含む。) 3 会社情報の開示に関する法令若しくは本規則に違反している場合又は違反するおそれがある場合	第 3 章 不適切な会社情報の適時開示等に対する処置 (開示注意銘柄の指定及び指定解除) 第 18 条 (省 略)

新	旧
4 本協会が有価証券報告書又は半期報告書を証取法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出していないことを確認した場合 5 <u>本協会が別に定める日において施行される「店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止について」理事会決議を前提とする登録取消申請に係る開示を直ちに行わない状況にあると認められる場合</u> 2 本協会は、当該発行会社により当該会社情報が適切に開示されたと認められる場合又は当該発行会社が第20条に規定する報告書を提出した場合は、その指定の解除を行う。この場合には、本協会はその旨及び解除の理由を公表するものとする。 付 則 この改正は、平成16年11月5日から施行する。 なお、この施行日前に、既に所定の登録取消申請・(株)ジャスダック証券取引所への上場申請手続きを終えている登録銘柄又は店頭転換社債型新株予約権付社債の発行会社については、施行日に当該手続きを行ったものとみなす。	(新 設) (省 略)